優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資千百口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年七月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
キーム特定目的会社
取締役　中村　　武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年七月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　フランクフルト特定目的会社
取締役　中村　　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千七百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年七月三十日付官報の号外第一七四号一一七頁に掲載されております。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　トウヤ特定目的会社
取締役　中村　　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年七月三十日付官報の号外第一七四号一一六頁に掲載されております。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　サガミ特定目的会社
取締役　中村　　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年八月五日付官報の号外第一七八号五十五頁に掲載されております。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　キーム特定目的会社
取締役　中村　　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年八月五日付官報の号外第一七八号五十五頁に掲載されております。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　フランクフルト特定目的会社
取締役　中村　　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千六百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月八日

掲載頁　七十六頁（号外第一二六号）

令和八年六月十六日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパングアウトソーシングサービス内
Straits Himawari TMK One特定目的会社
取締役　横倉　弘和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千三百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月八日

掲載頁　七十六頁（号外第一二六号）

令和八年六月十六日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパングアウトソーシングサービス内
Straits Himawari TMK Two特定目的会社
取締役　横倉　弘和

債権申出の公告（第三回）

当社は令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回目掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十六日

大阪府大阪市西区西本町一丁目一一番九号
岡本株式会社
確定給付企業年金清算人　坪井　静世

取消公告

令和七年十一月四日掲載の合併公告は取消します。

令和八年六月十六日

東京都千代田区神田和泉町一番地六―一六
ヤマトビル四〇五
（甲）リソースサプライ合同会社
代表社員　中山　智尋
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二F―C
（乙）合同会社インクルージョン
代表社員　田中　竜二

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二一	一	一四	七～八	「ウガンダ共和国における」を削る。
〃	二	二〇（終りから四）	一方井和哉	一方井克哉

令和六年十一月七日外務省告示第三百四十九号（ウガンダ共和国における難民居住地及びホストコミュニティにおける女性・平和・安全保障アジェンダ実施計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件）
（原稿誤り）

令和六年十一月二十一日外務省告示第三百七十五号（円借款の供与に関する日本国政府とアフリカ開発基金との間の書簡の交換に関する件）
（原稿誤り）